

第67号議案

加東市農業委員会委員等の定数に関する条例制定の件

加東市農業委員会委員等の定数に関する条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市農業委員会委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、加東市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加東市農業委員会の委員 15人
- (2) 加東市農業委員会の農地利用最適化推進委員 12人

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月15日から施行する。

(加東市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例及び加東市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 加東市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例(平成18年加東市条例第9号)
- (2) 加東市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例(平成18年加東市条例第11号)

(準備行為)

3 加東市農業委員会の委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱に関し必要な行為は、

この条例の施行の前においても行うことができる。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	24,000
-------------	----	--------

第67号議案 要旨

加東市農業委員会委員等の定数に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

農地利用の最適化を積極的に推進できるよう農業委員会の組織強化を図ることを目的に、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正されたことに伴い、加東市農業委員会の委員の定数等の必要な事項を規定する条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めること。（第2条関係）
- (2) 加東市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成18年加東市条例第9号）及び加東市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例（平成18年加東市条例第11号）を廃止すること。（附則第2項関係）
- (3) 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の別表に農地利用最適化推進委員の項を加え、報酬を月額24,000円と定めること。（附則第4項関係）

3 施行期日 平成30年5月15日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
○加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第4項関係）							
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業委員会	会長	月額	48,000	農業委員会	会長	月額	48,000
	副会長	月額	35,000		副会長	月額	35,000
	委員	月額	33,000		委員	月額	33,000
(略)	(略)	(略)	(略)		農地利用最適化推進委員	月額	24,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

加東市農業委員会農業委員選任に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づく加東市農業委員会農業委員（以下「農業委員」という。）の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第23号。以下「省令」という。）及び加東市農業委員会委員等の定数に関する条例（平成29年加東市条例第 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、省令第7条第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

（推薦及び募集の区分）

第2条 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 地区区長会からの推薦（以下「区長会推薦」という。）
- (2) 前号以外の農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦（以下「その他推薦」という。）
- (3) 一般募集

（推薦及び応募の資格）

第3条 前条の規定により、農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員任命予定日において、法第8条第4項各号に該当しない者とする。

（推薦及び募集の受付期間等）

第4条 推薦及び募集の受付期間は、おおむね1月間とし、市長は、次に掲げる方法により周知を図るものとする。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（推薦手續等）

第5条 農業委員の推薦の手續は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 区長会推薦 区長又は自治会長が推薦書（団体推薦）（様式第1号）に必要事項を記載し、推薦するものとする。
- (2) その他推薦のうち農業者が組織する団体からの推薦 当該団体の代表者が推薦書（様

式第1号)に必要事項を記載し、推薦するものとする。

(3) その他推薦のうち農業者が組織する団体以外の者からの推薦 農業者その他関係者2名以上が推薦人となり、推薦書(個人推薦)(様式第2号)に必要事項を記載し、推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦しようとする者は、推薦書を直接持参し、市長に提出するものとする。

(応募手続等)

第6条 応募者は、応募申込書(様式第3号)に必要事項を記載したうえで、直接持参し、市長に提出するものとする。

(個人情報利用の同意)

第7条 前2条の規定により推薦を受ける者又は応募しようとする者は、個人情報利用同意書(様式第4号)を提出するものとする。

(被推薦者及び応募者の公表)

第8条 法第9条第2項の規定に基づく被推薦者及び応募者に関する情報の公表は、省令第6条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を市ホームページに掲載することで行うものとする。

(選考委員会)

第9条 市長は、農業委員候補者(以下「候補者」という。)を選定するため、省令第5条第2項の規定に基づき、加東市農業委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

(選考委員会の所掌事務)

第10条 選考委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被推薦者又は応募者の数が条例第2条第1号に定める農業委員の定数を超えた場合
その他市長が必要と認める場合に、委員を選考すること。
- (2) その他委員の選考に関し、市長が必要と認めること。

(選考委員)

第11条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 地域創造部長
- (3) 農林課長
- (4) 総務部長
- (5) 農業委員会会長
- (6) 農業委員会会長職務代理者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 前項の者が、候補者を推薦し、若しくは候補者として推薦を受け、又は候補者として応

募する場合は、選考委員として任命することができない。

(委員長及び副委員長)

第12条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には副市長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 選考委員会の会議は、市長の求めに応じ委員長が招集する。

2 選考委員会の会議は、選考委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(秘密保持)

第14条 選考委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(農業委員の任命)

第15条 市長は、選考委員会の報告を受け、候補者を決定のうえ、市議会の同意を得て農業委員を任命する。

(農業委員の補充)

第16条 市長は、農業委員の罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合において、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるときは、この規則に定める手続きに基づき、農業委員を補充することができる。

2 農業委員の欠員が条例第2条第1号で定める定数の5分の1を超えた場合、市長は、この規則に定める手続きに基づき、農業委員を補充しなければならない。

(庶務)

第17条 選考委員会の庶務は、地域創造部農林課において行う。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年 月 日から施行する。